

佐賀県規則第21号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第3（第21条、第25条関係）			別表第3（第21条、第25条関係）		
名称	位置	1区画当たり使用料月額	名称	位置	1区画当たり使用料月額
略			略		
高木 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,000円</u>	高木 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>900円</u>
略			略		
兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,500円</u>	兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,600円</u>
光 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,600円</u>	光 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,400円</u>
栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内 <u>3,000円</u> 屋外 <u>2,100円</u>	栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内 <u>2,800円</u> 屋外 <u>2,000円</u>
和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,600円</u>	和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,500円</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。